



個別案件(第三国研修)

2015年06月20日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)第三国研修「品質マネジメント」 (英)Third-Country Training for Quality Management
対象国名	コロンビア
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	国際競争力向上支援プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	国際競争力向上に係るキャパシティ強化
プロジェクトサイト	ボゴタ
協力期間	2014年09月22日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和)国家職業訓練庁
相手国機関名	(英)National Training Service (SENA)

プロジェクト概要

背景 天然資源に依存し脆弱性の高い経済構造を有する多くの南米諸国において、産業多角化や産業振興を目指した中小企業振興、地域経済活性化等は開発課題とされ、我が国の援助重点分野の一つとなっており、近年JICAは、職業訓練校、中小企業連合会等を対象としてシニアボランティアの派遣及び本邦研修の受け入れ等により、生産性向上や品質改善指導を実施している。

石油・石炭などの天然資源と農業産物が輸出の約7割を占めるコロンビアは、今後の持続的な経済成長の為の産業多角化に取り組んでおり、同国の職業訓練機関である国家職業訓練庁(SENA)等でJICAの生産性向上や品質改善に係る支援を受け入れてきた。その成果もあり、コロンビアは、周辺諸国に対する南南協力として品質マネジメントに係る専門家をSENAから派遣するなど、同分野における南米地域のリーディング国を目指し域内への取り組みにも力を入れ始めている。SENAは、過去に3回「品質マネジメント世界大会」を主催し、2012年世界大会においてはJICAシニアボランティアと協力して実施するなど、品質マネジメントに係るJICAのパートナー組織に成長し始めている。

このような状況の下、JICAは南米における中小企業振興、経済活性化を更に効果的・効率的に推進する為、品質マネジメントに係る知見を蓄積しつつあるコロンビアと協力し本第三国研修を実施することとした。

なお、中南米地域における今後の同分野への協力方針については、受益国の開発課題や援助重点分野を踏まえ見直しを行う。

上位目標 ISO9001:2008を適応している国々における品質マネジメントシステムに貢献する。

プロジェクト目標 ISO9001:2008に基づいた品質マネジメントシステムに必要な実践的知識を対象7か国(アルゼンチン、チリ、エクアドル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ、コロンビア)からの研修参加者が習得する。

成果 1. ISO9001:2008 品質マネジメントシステムにかかる知識を習得する。
2. 品質マネジメントシステム実施の成功事例から教訓等を学ぶ。
3. 各自の所属機関において実施可能な「アクションプラン」を作成する。

1. 品質マネジメントシステムの基礎、計画、企画書作成、企画実施、評価、内部監査実施に

活動

1. 係る知識を、遠隔視聴覚教材を活用し自習する。
2. コロンビア国内における品質マネジメントの成功事例を実際に視察し分析する。
3. 品質マネジメントシステムにかかるアクションプランを研修終了後1か月以内に作成し、各自の所属組織の承認を得る。
4. コロンビアのコース指導員に対して、アクションプランの進捗を報告する。

投入

日本側投入 日本人講師(短期)、第三国からの研修参加者の旅費、宿泊、日当など研修に必要な事業費の内、最大62%を負担。

相手国側投入 遠隔視聴覚教材、研修講師など研修に必要な事業費の内、最大38%を負担。

外部条件

1. コロンビアでの治安状況が極端に悪化しない
2. SENAでの品質管理に関する政策が極端に変更しない

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

SENAに対しては、シニアボランティアを中心として過去に約23名(内シニアボランティア21名、青年海外協力隊2名)の派遣実績があり、うち、品質管理ボランティアは2名。その他の派遣は、経営管理、輸出振興、映像、電気・電子機器、服飾、工作機械、代替エネルギー、商業経営、建築、デザイン、鋳造、料理、科学、応用化学、水産物加工などの職種。



技術協力プロジェクト

2019年02月26日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)洪水リスク管理能力強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Flood Risk Management Capacity
対象国名	コロンビア
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	防災能力向上支援プログラム
援助重点課題	環境問題及び災害への取り組み
開発課題	自然災害に強いコミュニティの開発
プロジェクトサイト	コロンビア国全域、リオネグロ流域
署名日(実施合意)	2015年04月20日
協力期間	2015年07月22日 ~ 2018年08月14日
相手国機関名	(和)全国災害リスク管理局(UNGRD)及び水文気象環境調査研究所(IDEAM)
相手国機関名	(英)National Unit for Disaster Risk Management and Institute of Hydrology, Meteorology and Environmental

プロジェクト概要

背景

コロンビア共和国(面積約114万km²、人口約47.1百万人(コロンビア国家統計局、2013年人口推計))(以下、コロンビア国)はアンデス火山帯に位置して大河川を擁し、気象・自然災害に対し脆弱な特性をもつ。2010~2011年のラ・ニーニャ現象の際に大規模集中豪雨による洪水や地すべりにより、コロンビア国32県中、28県が被災し、被災者は約230万人(人口の約5%)、対応復旧には26兆ペソ(約1.12兆円)を要する歴史的惨事となった。過去20年(1995-2014)年の甚大な自然災害10件中9件が洪水被害であり、被災者は累積 800万人に上った(EM-DAT CREDO, 2014)。すなわち洪水は同国の最も広域かつ被害規模の大きい頻発災害となっている。

このため政府は、2011年政令4147号「災害リスク管理局(Unidad Nacional para la Gestión de Riesgo de Desastre、以下UNGRDとする)の責務等に係る規定」、2012年法律第1523号「災害リスク管理国家システム(Sistema Nacional de Gestión de Riesgo de Desastre、以下SNGRDとする)設立に係る法律」、2012年政令1640号「流域水害対策計画策定規定」、2013年12月環境省決議第1907号「流域管理整備計画(Planes de Ordenación y Manejo de Cuencas Hidrológicas、以下POMCAとする)技術ガイド」発行、2014年9月政令1807号「土地整備計画(Plan de Ordenamiento Territorial、以下POTとする)へのリスク管理と実施体制に係る法令」など関連法規を次々と発表し、地域計画への洪水を含む災害リスク管理導入による防災・減災の取組みを加速化している。しかしながら、長年に亘りリスク管理が環境管理の一部と見做されてきた状況により中央・地方各機関の洪水リスク管理に係る所掌分担は十分整理されていない。また、水文気象観測及び予警報の責務は環境持続開発省水文気象環境研究所(Instituto Nacional de Estudios Ambientales、以下IDEAMとする)にあるが、流域一貫の治水管理の必要性を理解していないため、観測所の配置が適切でないため、観測結果を予警報や施設計画の策定に十分活かしていないのが現状である。

以上のような状況から、中央組織と地方組織の役割分担が明確でないため、観測データの共有が出来ていない、施設の維持管理が適切行われていない等の問題が生じている。加えて、流域一貫とした河川整備計画を策定する仕組みの整備及び同計画の実施が課題となっている。

上位目標	コロンビアにおいて洪水リスクが低減される
プロジェクト目標	コロンビア国関係機関の洪水リスク管理能力が強化される
成果	<p>成果1: 洪水リスク評価能力が改善され、統合洪水リスク管理計画・流域管理の概念が、導入される。</p> <p>成果2: 関係機関への洪水予警報及び情報伝達能力が改善する(主な対象はIDEAM及びUNGRD)</p> <p>成果3: 洪水リスク管理に係る中央・地方行政の責務と役割が明確になりかつ強化される(主な対象はUNGRDとIDEAM)</p> <p>成果4: パイロット流域における統合洪水リスク管理計画書(IFMP)の策定を通じて洪水リスク管理能力が向上する</p>
活動	<p>1.1 時間的及び空間的解像度や精度の視点に基づき、衛星画像情報を含む洪水リスク評価に係る気象水文情報の統合的な活用に係る能力評価及び研修を実施する。(主な対象はIDEAM)</p> <p>1.2 降雨流出から洪水氾濫までの水文・水理モデリング及びマッピング技術に係る能力評価及び研修を実施する。(主な対象はIDEAM)</p> <p>1.3 洪水氾濫状況と構造物脆弱性情報を含む社会経済データを伴うGISを用いた、洪水リスクマッピング技術に係る能力評価及び研修を実施する。(主な対象はIDEAM及びUNGRD)</p> <p>1.4 統合洪水リスク管理計画・流域管理に係る研修を実施する。(対象はIDEAM, UNGRD, CAR, クンディナルカ県、ボジャカ県及びパイロット流域の地域組織)</p> <p>1.4.1 在コロンビア研修の実施(下記テーマ): i) 洪水ハザード可能性評価、ii) 物理的環境・社会環境の脆弱性分析、iii) 洪水リスク・モニタリング評価、iv) 洪水発生プロセスマネージメント、v) 洪水災害予防・減災対策、vi) 洪水早期警報システム開発と運用</p> <p>1.4.2 本邦研修の実施(下記テーマ): i) 適応及び洪水リスク管理政策及び戦略、ii) 洪水発生に適応したインフラ・モデル(住居、病院、学校、他)、iii) 洪水制御スキーム</p> <p>2.1 水文観測に係る能力評価及び研修を実施する。(主な対象はIDEAM)</p> <p>2.2 洪水予報に係る能力評価及び研修を実施する。(主な対象はIDEAM)</p> <p>2.3 適切な災害時対応のためのリアルタイム・リスク情報及び警報の伝達に係る能力評価及び研修を実施する(主な対象はIDEAMとUNGRD)</p> <p>3.1 河川流域管理活動における、中央及び地方行政組織の機能を分析する。</p> <p>3.2 洪水リスク低減のための国と地方の効果的・効率的な役割分担について、日本及び他国での経験を参考とした提言を取りまとめる。</p> <p>3.3 プロジェクトの最終段階において、洪水リスク低減に係る組織機能の向上程度を評価し、かつ、これに係る提言を抽出する。</p> <p>4.1パイロット流域を対象としたIFMPを、防災・減災・災害準備・対応の点を考慮し策定する。策定の過程には以下の項目を含める。 - マグダレナ水系管理計画の作成 - 水理・水文モデルの作成(主な対象はIDEAM。ただし、それらモデルを使用する地方自治公社(CAR)の協力を仰ぐ。) - 優先的対策の提案</p> <p>4.2上記4.1のパイロット流域からの教訓を活用して、統合洪水リスク管理計画(IFMP)の策定ガイドラインを作成する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家(計36 M/M)(総括/洪水リスク管理、河川計画、水文・水理・洪水予報、警報伝達・避難、洪水リスク・マップ/洪水リスク評価/GIS、災害リスク管理政策) ・資機材(コンピューター、複合機、プリンター、水文分析ソフト、GISソフト) ・本邦研修(計3回)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・UNGRD, IDEAM及びパイロット流域の関係組織によるカウンターパートの配置 ・オフィススペースの提供 ・UNGRD, IDEAM及びパイロット流域の関係組織による予算確保
外部条件	<p>(1)前提条件 中央機関とパイロット地域関係機関の間にて、プロジェクトにて必要かつ提供可能な情報・データの交換を行うことが合意される。</p> <p>(2)外部条件(リスクコントロール) ・IDEAMおよびCARの水文・気象観測網が劣化・希薄化しない。 ・極端現象の頻発等により、洪水災害に対する脆弱性が極端に高まらない。</p>



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年02月13日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)コロンビアにおける地震・津波・火山災害の軽減技術に関する研究開発プロジェクト (英)Project for Application of State of the Art Technologies to Strengthen Research and Response to Seismic, Volcanic and Tsunami Events, and Enhance Risk Management
対象国名	コロンビア
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-公益事業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ボゴタと周辺地域、コロンビア中央と南部、カリブと太平洋岸(ブエナVENTOURA、トウマコなど)
署名日(実施合意)	2015年03月24日
協力期間	2015年07月23日 ~ 2020年07月22日
相手国機関名	(和)SGC (コロンビア地質学サービス)
相手国機関名	(英)Colombian Geological Service

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における〇〇セクター／〇〇地域の現状と課題

(2) 当該国における〇〇セクター／〇〇地域の開発政策と本事業の位置づけ

コロンビアは、カリブ、ナスカ、南米プレートが交錯し、地震にさらされやすい位置にあり、特に太平洋岸、カリブ海、アンデス山系地域が危険性が高く、人口と主要なインフラが集中している。特にマグニチュード8以上の大きな地震は太平洋岸で発生しやすい。また地震と共に発生する津波被害の危険にもさらされている。1979年に発生したナリニョ県トウマコ市での地震と、それに伴う津波は甚大な被害をもたらした。1983年にはカウカ県ボバヤン、1999年にはキンディオ県アルメニアで大規模な地震が発生した。火山活動も国の中央部のアンデス山系に集中しており、コロンビア国における7県が危険にさらされている。1985年のカルダス県とトリマ県の境に位置するネバド・デル・ルイス火山の噴火では25,000人の犠牲者を出した。これらの自然災害への対応として政府は「国家災害予防・対策システム」を創設、2010～2011年のラ・ニーニャ現象による集中豪雨の後には、国家としての災害危機管理能力を強化する目的で、それが発展し「国家災害危機管理システム」が創設された。その調整機関として大統領府直属のUNGRD「国家災害危機管理ユニット」も新設され、災害予防と対策は国のトップ・プライオリティ政策に位置づけられている。このシステムはSGC(コロンビア地質学サービス)、DIMAR(一般海事政策局)、FOPAE(ボゴタ緊急事態対応・予防基金)、CCO(コロンビア大洋委員会)や大学(国立大学やアンデス大学など)などで構成されており、火山、地震、津波災害などの研究、モニタリングで重要な役割を果たしている。コロンビアは我が国のこれらの災害に対する知見を高く評価しており、コロンビア国自然災害危機管理能力の強化を目指す本案件の要請にいたった。

プロジェクト目標	地震、津波、火山に関連するモニタリング、研究、危険評価、予防、軽減のための方法論が強化される
成果	成果1: 成果2: 成果3: 1. 地震、津波、火山噴火発生メカニズムに関する知識が強化される 2. 地震、GPS(グローバル・ポジショニング・システム)、火山活動のモニタリングネットワークが強化される。 3. 太平洋岸のプレート沈み込み地点で起こり得る大地震と活断層による地震がボゴタに及ぼすインパクトと特徴の推計 4. リアルタイムでの予報、強度と被害推計のシステムとボゴタ地震シナリオが実施される 5. カリブと太平洋岸の市への津波災害軽減計画が準備される 6. 津波早期警報、予報システムが改善される 7. 地震、津波、火山情報普及する有効なシステムが構築される 8. エクアドル国との津波、地震情報交換を強化するプラットフォームが確立される 9. コロンビア学生が日本において地震、火山、津波について修士課程を取得する
活動	活動1: 活動2: 活動3:
投入	
日本側投入	1) 日本側 専門家(在外研究員) 派遣 機材供与 研修員(招へい外国人研究員) 受入
相手国側投入	2) ○○国側 カウンターパート 研究施設及び維持費等の費用
外部条件	(1) 事業実施のための前提 (2) 成果達成のための外部条件 (3) プロジェクト目標達成のための外部条件
実施体制	
(1) 現地実施体制	SGC(コロンビア地質学サービス)は鉱山・エネルギー省に属する機関で、「地下資源の潜在性の基本的応用的科学研究を実施、地質を発生源とする脅威に対するモニタリングの実施」すること等を目的としている。本案件はSGCがメインC/P機関となり、他関係機関を調整する。
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc. UNESCOが2010-2011年太平洋岸のトゥマコ氏の学校でコロンビア赤十字実施の「津波のためのコロンビア、エクアドル、ペルー、チリの沿岸コミュニティにおける準備適応学習メカニズム」プロジェクトをファイナンスした。 UNESCOが2011-2012年チヨコ県のコミュニティで国際プラン財団が実施した「コロンビア、チリ、エクアドル、ペルーにおける津波対策早期地域システム強化プロジェクト」をファイナンス下した。



技術協力プロジェクト

2017年06月08日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)土地返還政策促進のための土地情報システムセキュリティ管理能力強化プロジェクト (英)Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion
対象国名	コロンビア
分野課題1	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題2	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-情報・広報
プログラム名	地域開発プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	地域のエンパワーメントの促進
プロジェクトサイト	コロンビア国内の土地返還ユニット。主にボゴタの事務所を対象とするが、一部地方事務所においても制度の試行導入において対象とする。
署名日(実施合意)	2013年04月19日
協力期間	2013年07月13日 ~ 2016年06月30日
相手国機関名	(和)農業農村開発省土地返還管理特別行政ユニット
相手国機関名	(英)Special Administrative Unit for Management of Despoiled and Abandoned Lands Restitution

プロジェクト概要

背景

コロンビア国(以下「コ」国)では1960年代に組織された武装勢力の台頭による国内紛争が現在に至るまで続いている。2012年末時点で、国内避難民の数は450万人以上とされ世界最大、地雷死傷者の数は2010年、2011年ともに約540名で世界2位、3位となっている。

「コ」国政府は1997年に法律387号を制定し、国内避難民を定義し支援する枠組み整備を行った。2010年8月に発足したサントス政権では、国内紛争問題の解決に取り組み、2011年6月に「コ」国暴力史において歴史的と言われる法律1448号(通称土地返還・被害者救済法)を制定した。

同法が定める土地返還のプロセスを強化するため、農業農村開発省に「土地返還管理特別行政ユニット」(以下「土地返還ユニット」)が設置され、同法に記載された土地返還の遂行を担っている。暴力に起因して放棄された土地は36万件、600万ヘクタール超になると推測されており、そのうち地雷原となっているまたは国定公園等、土地返還の対象とならないもの及び申請がなされない可能性があるものを除き、土地返還申請件数は27万件に上ると推定されている。

「コ」国政府は国連やUSAID、EU、スペイン、カナダ、スウェーデン等多くのドナーの協力のもと、土地返還ユニットを中心に土地返還プロセスを遂行し始めている。しかしながら、土地占有事実の歴史的検証や土地放棄と暴力の関係の立証は容易ではなく、同ユニットはこれら一連のプロセスを「コ」国政府内の多数の関係機関と安全かつ効率的に遂行し、適切な行政サービスが国内避難民に提供されるように、土地情報システムを開発中である。同システムにて登録・更新される情報は住所や資産等の個人情報を含み、万が一にも暴力の加害者側である反政府勢力等に漏洩する事態が起こりえないように、高度な情報セキュリティ管理が必要とされる。

土地返還ユニットは、これら背景を受け「コ」国における平和構築分野での支援実績があり、情報分野において世界的にも高水準の技術を有する我が国に、情報セキュリティ管理を中心

とした技術協力プロジェクトの実施を「コ」国政府を通じて要請した。要請を受け日本政府は案件を採択し、事業実施を決定した。これに対しJICAは2012年8月にコンタクトミッションを派遣し情報収集を行った。2013年1月に詳細計画策定調査団を派遣しカウンターパート(C/P)機関である土地返還ユニットをはじめとした関係機関と意見交換を行いプロジェクトの枠組みについて合意し実施に至ったものである。

上位目標	土地返還プロセスにおいて土地情報システムが効率的かつ安全に運用される。
プロジェクト目標	土地情報システムに関連するカウンターパート(C/P)組織(関係6機関)の情報セキュリティ管理にかかる能力が強化される。
成果	成果1: 土地情報システムにかかる情報セキュリティインフラ(システムのプログラミング、パソコン、ネットワーク回線等)が強化される。 成果2: 土地情報システムマネジメントの情報セキュリティにかかるC/P職員の技術スキルが向上する。 成果3: C/P機関における情報セキュリティマネジメントにかかる制度的枠組みが構築される。
活動	活動1-1: 関連機関、他システムのネットワーク、関連法制度、システム構造についてレビューする。 活動1-2: インターネット回線、土地返還ユニット執務室の状況、データバックアップの現況等土地情報システムの周辺環境レビューを行うことで環境情報セキュリティの課題分析を行う。 活動1-3: 電子文書の活用を含め土地情報システムにおける情報セキュリティに関して必要な技術を紹介するためセミナーを行う。 活動1-4: 情報セキュリティインフラにかかる必要な改善をC/P職員が行う。 活動1-5: 情報セキュリティにかかるレビューの取りまとめを行う。 活動2-1: C/P職員の情報セキュリティにかかる技術レベルのキャパシティアセスメントを行う。 活動2-2: セミナー及び研修の実施計画を策定する。 活動2-3: セミナーアジェンダと教材を作成する。 活動2-4: 情報セキュリティと司法的効力を有する電子文書に関する制度設計に向けたセミナーを開催する。 活動2-5: 本邦または第三国にて研修を行う。 活動2-6: 技術移転のモニタリングを行い、必要に応じて補足セミナーを行う。 活動3-1: 既存の情報セキュリティポリシー及びガイドラインをレビューし課題を特定する。 活動3-2: 特定された課題を基に情報セキュリティポリシーを新規に策定または更新する。 活動3-3: 特定された課題を基に情報セキュリティガイドラインを新規に策定または更新する。 活動3-4: 情報セキュリティポリシー及びガイドラインの遵守についてモニタリングし結果をフィードバックする。 活動3-5: フィードバックに基づき情報セキュリティポリシー及びガイドラインを最終化する。
投入	
日本側投入	短期専門家派遣(50MM程度: 情報システムI,II、情報セキュリティI,II、電子政府、研修計画/平和構築アセスメント/業務調整)
相手国側投入	国別研修(2週間程度×10名程度×3回) カウンターパート職員の配置(プロジェクトダイレクター: 土地返還ユニット総裁、プロジェクトマネージャー: 土地返還ユニット情報技術室室長、C/P職員は受益者同様の関係6機関から配置される)
外部条件	執務室の提供、安全管理情報の提供 (1)事業実施のための前提 ・コロンビアにおいて土地情報システムが整備されるとともに、本事業を実施するために最低限必要なセキュリティ条件が維持される。 ・コロンビア政府が土地登録と土地返還プロセスに土地情報システムを継続的に利用する。 (2)成果達成のための外部条件 ・コロンビア政府の土地返還にかかる政策方針が変更されない。 ・大規模な反土地返還運動が起こらない。 ・外部委託先等の情報セキュリティが保証される。
実施体制	
(1)現地実施体制	プロジェクトダイレクター: 土地返還ユニット総裁、プロジェクトマネージャー: 土地返還ユニット情報技術室室長、 C/P職員は関係6機関(土地返還ユニット、SNR、被害者ユニット、INCODER、IGAC、高等司法審議会)から配置される。 同関係6機関でJCC(議長は土地返還ユニット総裁)とテクニカルワーキンググループ(TWG: 議長はプロジェクトマネージャー)を構成しプロジェクトの意思決定と技術的検証・連絡調整を行う。 なお、JCCでの決定や議論は土地返還ユニットから農業農村開発省に適宜報告される。
(2)国内支援体制	業務実施契約に基づく実施とする。必要に応じて運営指導調査を行う。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」(2008年度～2012年度) 技術協力プロジェクト「国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト」(2009年～2012年)
(2)他ドナー等の援助活動	土地返還事業は米国国際開発庁(USAID)、ヨーロッパ連合(EU)、カナダ大使館、スウェーデン、スペイン、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)等が支援を行っている。 他ドナーは主にアフリカ系住民や先住民族のコミュニティ支援と土地返還担当の裁判

官・判事への能力強化研修を中心としており、土地情報システムへの協力はUSAIDが過去にシステムの要件定義のための調査資金を支援したにとどまっている。



技術協力プロジェクト

2019年02月28日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト (英)Project for Social Inclusion of Conflict Victims with Disabilities
対象国名	コロンビア
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	地域開発プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	地域のエンパワーメントの促進
プロジェクトサイト	- ボゴタ(人口約750万人、面積1776km ²) - 第一次パイロットサイト(有力候補地) ・アンティオキア県グラナダ市(人口約0.98万人、面積183km ²) ・サンタンデル県エルカルメン・デ・チュクリ市(人口約1.9万人、面積940km ²) - 第二次パイロットサイト(有力候補地) ・上記両県内の優先市(第一次パイロットサイト以外の市)
署名日(実施合意)	2014年07月04日
協力期間	2015年03月23日 ~ 2020年03月22日
相手国機関名	(和)被害者ユニット、保健社会保障省、副大統領府対地雷総合アクション大統領プログラム、国際協力庁

プロジェクト概要

背景

(1)当該国における社会保障(紛争被害者・障害者)セクターの現状と課題
コロンビア共和国(以下、「コロンビア」)では、反政府ゲリラ組織、極右非合法武装組織と政府軍・警察との国内武力紛争が40年以上続いた結果、治安が著しく悪化していた。ウリベ前政権(2002-2010)のゲリラ討伐作戦、サントス現政権(2010~)の左翼ゲリラとの和平交渉により、現在、治安は改善されつつある。
その一方で、長年の紛争により、地雷被災等に起因する障害者が多く存在しており、彼らに対する支援が喫緊の課題であった。JICAは、2008年8月から4年にわたり、「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」を実施し、その結果、地雷被災者を中心とした障害者のリハビリテーションに従事する専門職の能力が強化された。他方、障害のある紛争被害者については、リハビリテーション体制の強化のみならず、生計手段の獲得を前提とする社会復帰を含め、社会参加、ソーシャルインクルージョンを推進する必要性が強く認識された。
サントス政権は紛争被害者の救済に力を入れており、救済のための法制度や組織は整備されたものの、障害のある紛争被害者の実態把握は不十分であり、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのための具体的な方策や各関係機関の役割分担等も明確にされていないため、障害のある紛争被害者の救済が進んでいない(注)。
そのため、本事業では、まずベースライン調査により障害のある紛争被害者の実態を把握し、その調査結果に基づき、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンを実現するための戦略(方法論や役割分担を含む実施要領。以下、「ソーシャルインクルージョン戦略」)を作成して、その実施を推進することとする。
注) 現行のサントス政権(2010年~)は、紛争被害について国家としての責任を認め、2011年

6月、国内紛争の被害者を包括的に支援するための法律第1448号「被害者・土地返還法」(以下、「被害者法」)を施行。被害者法に基づき、2021年までに紛争被害者として推定される560万人(全人口の約12%)の救済を行うことを決定。

紛争被害者の救済のため、被害者法に基づき、被害者対応総合補償システム(紛争被害者救済に関係する国と地方の政府機関及びその他公的と民間組織により構成される全国的なシステム。以下、「SNARIV」。)が設置された。また、同法に基づき、社会繁栄庁の下に「被害者支援総合補償ユニット」(以下、「被害者ユニット」)が設置されており、紛争被害者救済の中心的な役割を担うこととされている。被害者ユニットは、SNARIV関係機関間の調整のほか、被害者救済に関する計画、プログラム、プロジェクトの実施に必要な予算資金の地方自治体への配分と移転の調整等も行う。

また、2013年には、法律第1618号「障害者権利の完全な実行の保障」(以下、「障害者権利実行保障法」)が成立しており、同法に基づき障害者の権利実現のために必要な措置を講じることとされている。

なお、同国の総人口の約6.3%が障害者である事実(2005年国勢調査)に鑑みれば、障害のある紛争被害者は少なくとも35万3千人程度は存在すると推定されるが、2014年度政府統計(被害者統一記録)によれば、障害のある紛争被害者は13万人とされている。

(2) 当該国における開発政策と本事業の位置づけ

2010～2014年の国家開発計画「全国民のための繁栄」では、障害者とその家族のソーシャルインクルージョンを保障するためのあらゆる活動を強化する必要性が述べられている。

(3) 我が国及びJICAの援助方針と実績

本事業は、対コロンビア共和国別援助方針(2013年3月)の「均衡のとれた経済成長」(重点分野)で目指している「長年の紛争の影響で発生した国内避難民、投降兵士や地雷被災者の経済的・社会的再統合への支援を通じ、地域コミュニティの安定化を図る取組」に該当する。また、対コロンビア共和国事業展開計画においては、同重点分野の中の2つの開発課題のうち、「地域のエンパワメントの促進」に位置づけられ、「地域開発プログラム」に含まれる。

(4) 他の援助機関の対応

現在、コロンビアにおいて、平和構築分野とりわけ紛争被害者と障害者関連の協力活動を行っている我が国以外の主要な援助機関は、国際連合児童基金(UNICEF)、国連開発計画(UNDP)、国際移住機関(IOM)、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、米州開発銀行(IDB)、Handicap International(国際NGO)等である。

UNICEFとHandicap Internationalは主にリハビリテーションに関する地雷被災者の支援、IOMとUSAIDは地域に根ざしたリハビリテーション(Community-based rehabilitation)や障害者登録制度に関する情報システムの強化などの支援を実施している。また、UNDPは地雷被災者の生計手段獲得や紛争被害者の就労支援、IDBは障害者全般の就労支援を実施している。これらの活動は、本事業が目指しているソーシャルインクルージョン全般をカバーする戦略策定ではなく、また、本事業とは異なる地域を対象にしているが、いずれも障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンに関する問題の一部に触れるものである。よって、これらの活動や成果は、本事業の戦略策定にあたり、参考とすべきである。

また、本事業により、ソーシャルインクルージョン全般をカバーする戦略が策定された場合、これらの他機関の活動の促進につながると期待される。

上位目標	パイロットサイト以外の市で障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンが促進される。
プロジェクト目標	パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 第一次パイロットサイト及びボゴタにおけるベースライン情報、プロジェクト実施とインパクトに関する指標測定のために必要な情報がまとめられる。2. 第一次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者とその組織の能力が強化される。3. 第一次パイロットサイトにおいて、障害に関する啓発の取り組みが強化される。4. 第一次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのために必要なアクセシビリティが改善される。5. 第一次パイロットサイトにおいて得られた成果と第二次パイロットサイトにおける検証に基づき、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略がまとめられる。
活動	<ol style="list-style-type: none">1-1 障害、紛争被害者、組織的な能力、障害当事者組織、基本的統計データ、障壁(バリア、差別、偏見等)、ニーズと社会的リソース(政策、制度、サービス、組織、公共機関、社会的資本等)に関する第一次パイロットサイトのある県や市及び国レベルの情報を記録や文書などを通じて収集する。1-2 国レベル及び第一次パイロットサイトのある県と市それぞれに関して収集された情報を分析する。1-3 ベースライン情報を取りまとめる。2-1 障害のある紛争被害者の自立、自己管理、自己決定能力の推進と強化に向けた、ピアサポート活動に基づく活動計画を参加型で作成し、実施する。2-2 障害のある紛争被害者の適切な能力強化に向けた活動計画を参加型で作成し、実施する(教育、職能、リハビリ、自立生活運動等)。2-3 障害者団体の運営管理能力強化、組織強化、地元障害当事者リーダーの育成のための活動計画を参加型で作成し、実施する。3-1 障害とソーシャルインクルージョンに関する啓発や情報提供、教育や広報の計画を参加型で作成する。3-2 3-1で作成された計画を実施する。4-1 慣習上の障壁やコミュニケーション上の障壁、物理的障壁などを取り除くための活動計画

を参加型で作成する。
 4-2 4-1で作成された計画を実施する。
 5-1 第一次パイロットサイトで展開された活動の結果得られた成果、経験、知識をまとめる。
 5-2 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略を作成する。
 5-3 5-2で作成されたソーシャルインクルージョン戦略を第一次パイロットサイト関係者に報告する。
 5-4 第二次パイロットサイトのベースライン情報を取りまとめる。
 5-5 第二次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者のためのソーシャルインクルージョン戦略を実施し、検証する。
 5-6 検証結果のまとめと分析を行い、必要な改定を加え最終的なソーシャルインクルージョン戦略を作成する。
 5-7 5-6で作成されたソーシャルインクルージョン戦略をプロジェクト関係者に報告する。

投入

日本側投入

- ①長期専門家3名(各60M/M):チーフアドバイザー/障害者ソーシャルインクルージョン、障害者エンパワメント、人材育成/業務調整
- ②短期専門家:リーダー育成、ピアカウンセリング、バリアフリー、障害啓発、リハビリテーション等
- ③本邦研修実施と経費:行政官研修、リーダー育成等
- ④現地活動費(5年間):調査費、コロンビア国内研修経費、資料作成費、広報ツール作成費、広報活動経費等

相手国側投入

- ①人材
 - 中央レベル
 - ・運営管理人材:プロジェクトディレクター(被害者ユニット)
 - ・専門技術人材:被害者ユニット、保健社会保障省、PAICMA、国際協力庁、その他関係機関
 - 地域レベル
 - ・運営管理人材:プロジェクトリーダー(被害者ユニット地方支部)
 - ・専門技術人材:県庁代表、県保健局代表、市役所代表、その他関係機関
- ②人件費とその他の経費
 コロンビア側各人材の給与(各組織が負担)、合同調整委員会(JCC)等出席のための費用、第二次パイロットサイトでの現地活動費等
- ③施設

外部条件

日本人専門家執務室(被害者ユニット、県)
 *各種委員会開催経費はJICAとコロンビア側実施機関共同で負担する
 治安が悪化しない、紛争被害者および障害者に関する政策に大きな変化がない

関連する援助活動

- (1)我が国の
 援助活動 ボランティア派遣との連携の検討。
- (2)他ドナー等の
 援助活動 背景(4)で記載のとおり。



個別案件(国別研修(本邦))

2018年04月02日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)品質管理改善フェーズ2 (英)Quality Control and KAIZEN (Phase II)
対象国名	コロンビア
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	国際競争力向上支援プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	国際競争力向上に係るキャパシティ強化
協力期間	2013年11月24日 ~ 2015年11月23日
相手国機関名	(和)商工観光省
相手国機関名	(英)Ministry of Industry, Trade and Tourism

プロジェクト概要

背景

コロンビアの中小零細企業は、経済成長、国内生産性の拡大及び競争力の向上のための戦略的なアクターであり、国内の企業全体の90%以上を占める。また、中小零細企業を所管する商工観光省によると、雇用の63%、生産の37%を創出している。このため、コロンビアの経済成長のためには、中小零細企業に対し、技術と能力の向上を通じて産業の活性化を図り、安定した雇用機会を創出することが肝要である。こうした認識の下、これら中小零細企業の振興は、コロンビアの開発政策において重要な柱となっており、商工観光省は、2008年に「生産性向上プログラム(PTP)」を立ち上げている。PTPでは、次の目標を掲げ、3つの分野(サービス業、アグリビジネス、製造業)を優先し、中小零細企業支援を実施している。

1. 分野の生産性と競争性の向上;
2. 官民連携の促進;
3. 様々な貿易協定から裨益する分野や企業に対する支援;
4. 雇用において量と質を提供できる生産分野や企業の繁栄の結果としてのコロンビア国民の生活の質の向上への貢献。

このPTPを支援する一つの試みとして、JICAは、2010年~2012年に国別研修「品質管理・改善」を実施しており、3年間で44名を受け入れた。2010、2011年の帰国研修員はグループを形成し、以下の活動を実践している。また、現在、日本・コロンビア間でEPA(経済連携協定)の交渉が進んでおり、二国間の経済関係強化が図られている。本件は、こうした状況に資するものと期待されている。

1. それぞれの職場で品質管理・カイゼンについての概念と実践の拡大;
2. 帰国研修員による他の会社への品質管理・カイゼンについての説明;
3. PTPに加盟している企業による品質管理・カイゼンを実践している企業への訪問;
4. PTP内における普及;
5. PTPにおける「品質管理・カイゼン賞」の設置検討。

また、2012年には、自動車部品企業に勤務する2010年及び2011年の帰国研修員が「KAIZEN」グループを結成し、自動車部品製造分野においてカイゼンの概念を普及しており、品質管理・カイゼンに対する関心が高まっている。

こうした状況を受け、コロンビア政府からあらたに3年間の協力の要請があり、2010~2012年度にかけ実施した国別研修の成果を踏まえ、PTPの優先セクターである「アグリビジネス」(特に農産加工業)と「製造業」に絞って内容を充実させ、中小零細企業の振興に寄与すべく第2フェ

ーズとして実施するものである。

上位目標 コロンビアの中小零細企業の経営能力が向上する。

プロジェクト目標 同国の中小零細企業振興のために、日本の品質管理・カイゼン等の経験の適応可能性を考慮しつつ、具体案の策定のためのアクションプランが作成される。

成果

1. 研修参加者が日本の産業の発展過程について理解する
2. 研修参加者が日本の政府による中小零細企業振興政策について理解する
3. 研修参加者が日本の中小零細企業の品質管理について理解する
4. 研修参加者が日本の中小零細企業のカイゼンについて理解する
5. 研修参加者が各所属会社の経営に関するアクションプランを策定する

活動

- 1.1 日本の付加価値生産活動システムについて学ぶ
- 1.2 日本の産業の歴史と開発について学ぶ
- 1.3 日本の中心地域における産業の蓄積の開発の歴史について学ぶ
- 2.1 日本の中小零細企業に対する公共政策の使命、ビジョン、内容について学ぶ
- 2.2 日本の中小零細企業に対する会社経営安定またはイノベーションに関連する規制について学ぶ
- 2.3 日本の中小零細企業に対する金融・投資支援システムについて学ぶ
- 2.4 日本の中小零細企業に対する金融支援と税制について学ぶ
- 3.1 日本のビジュアル・コントロール、品質管理、品質管理サイクル、人事管理、在庫量と出荷について学ぶ
- 3.2 日本の生産戦略について学ぶ:計画、開発、差別化、価格設定、販売計画、プロジェクト活動、顧客情報管理について学ぶ
- 3.3 日本の宣伝・プロモーション活動について学ぶ
- 4.1 カイゼンについて学ぶ:5S、カイゼン(提案システム、インセンティブ・システム)、トヨタ生産システム

* 活動3、4については、本研修の優先分野である「アグリビジネス」(農産加工業)と「製造業」によって研修内容を分ける。
また他に分けて実施したほうが効果的と判断される場合も内容をセクター別に分けて実施する。
なお、現時点で想定されている対象業種は、印刷、自動車部品、鉄鋼、化粧品、繊維、乳製品、チョコレート・キャンディー製造である。

5.1 会社経営に関するアクション・プランを作成する

(注)フェーズ1の帰国研修員が、同研修から学んだことを自国の各企業で実践するにあたっては、周囲への指導方法などに苦戦するケースが多いとの報告がなされている。右教訓を踏まえ、本フェーズにおいては、研修員が、帰国後に、研修からの学びとアクションプランを自国の現場にて実践できるよう、日本の現場での実践の様子をより具体的に学べる研修内容(例えば、実施マニュアル作りやその活用の様子、具体的なアクションプランの作り方、チームでの取り組み方(周囲の人の巻き込み方)、周囲への理念の伝達方法など)とする。

投入

日本側投入 研修員受入(15名×3年間)

相手国側投入 研修参加者の選定
帰国研修員のモニタリング及びフォローアップ
帰国研修員によるセミナー開催や人材育成にかかる経費負担

外部条件 商工観光省の中小零細企業支援政策が極度に変更しない

実施体制

(1)現地実施体制 商工観光省が研修員の募集、選定を実施する。研修員は製造業とアグリビジネス(農産加工業)分野から選定される予定。
(2)国内支援体制 JICA中部にて実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動 2011年の帰国研修員である商工観光省のPTP部長のカストロ・ロサノ氏(現在も同ポスト)、PTP人的資本局長(既退職)は、研修講師を務めたマイウッド・ツー(株)の木材の熱圧縮処理技術に興味を示し、コロンビアのパーム椰子(パーム椰子はPTPの優先セクターであるアグリビジネスの中の一つ)への応用を協議し、その結果同企業の提案がJICA・BOPビジネスに応募・採用されるにいった。また品質関連で現在シニアボランティアがカリ市にある国立生産性センターに品質管理1名、品質管理/TQM1名が所属している。
この他、中小零細企業育成・短期専門家の派遣2回(第1回:2010年1月21日~4月17日、第2回:2010年7月7日~8月14日)、コロンビア輸出振興銀行(Bancolodex:商工観光省に所属する機関でPTPを運営している)及びその他関係機関に対する我が国中小零細企業の育成に係る知見・ノウハウの伝達、Bancoldexと共同での既存の中小零細企業育成研修の内容のレビュー実施、コロンビア中小零細企業の現況の調査・分析などを実施した実績がある。

(2)他ドナー等の
援助活動

IDB「中小零細企業育成にかかるクレジット・ライン」(CCLIP)

個別案件(専門家)－科学技術

2017年06月09日現在

本部／国内機関 :地球環境部

案件概要表

案件名	(和)(科学技術研究員)REDD MRVのためのリモートセンシング利用による森林減少とバイオマスのモニタリング (英)Deforestation and Biomass Monitoring Using Remote Sensing in Colombia for REDD MRV
対象国名	コロンビア
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	その他
援助重点課題	環境問題及び災害への取り組み
開発課題	環境調和型社会の実現に向けた取り組み
プロジェクトサイト	首都ボゴタ市
協力期間	2014年04月01日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和)水文気象環境調査研究所(IDEAM)
相手国機関名	(英)Institute of Hydrology,Meteorology and Environmental Studies

プロジェクト概要

背景	コロンビアの森林被覆率は国土の54.5%(FRA2010)をしめ、アマゾン川流域ではブラジル、ペルーに次ぐ森林面積を有しているが、2005-2010年の年間森林減少率は0.17%と1990年代より一貫して森林の減少が続いており、特にアマゾン地域の森林減少が深刻とされている。この様な状況に対し、コロンビア政府はREDD推進を国家戦略としてあげ、本案件の要請もとであるコロンビア水文気象環境調査研究所(IDEAM)をその責任機関として位置付け、森林保全を推進している。IDEAMでは、これまでにREDD国家戦略を支援するモニタリングシステムの確立にむけ、UNREDDの支援によるREDDに向けての制度の整備やムーア財団等の支援による“国家機関の科学技術的な能力強化”を進めている。しかしながら、これまでに移転された技術は主に光学センサーによる画像分析によるものであり、コロンビア政府が必要性を認める雲を透過して地上撮影が可能なSAR画像による地上モニタリングにかかる技術については十分な能力を備えていない。このため、コロンビア政府は日本の衛星ALOSのSAR画像を使った森林モニタリングのための衛星画像処理技術の移転によりコロンビア側の能力強化を行うため、本要請を通して日本政府に対し研究者の派遣を求めたものである。なお、コロンビア政府からの研究者派遣要請対象となっているJAXAは2013年にIDEAMとの間で京都・炭素測定計画(K&C)の協定を締結し、SAR画像と地上調査データの相互提供を行うことで合意しており、本案件でもこれらのデータを活用することにより効率的な協力が行える条件が整っている。
上位目標	コロンビアにおけるREDDメカニズム導入のためのモニタリングシステムが運用される
プロジェクト目標	森林減少と森林の炭素固定量のモニタリングのためのLバンド合成開口レーダ(SAR)画像利用に関するコロンビア側の能力が強化される
成果	1 JAXA MRVシステムを利用した森林減少分析、森林分類の知識及び技術が移転される 2 SAR画像を利用した炭素蓄積量推定に関する技術・能力が強化される

活動	<p>現地研修の実施 【第一年次】 第1次研修: JAXA MRVシステムの講習(SAR一般、森林減少、森林分類、ソフトウェアのインストール、Q&A)、評価領域(コロンビアアマゾンの200km四方領域)の第1次評価(主として土地利用分類) 第2次研修: JAXA MRVシステムの講習(SAR一般、森林減少、森林分類、ソフトウェアのインストール、Q&A)、評価領域(コロンビアアマゾンの200km四方領域)の第2次評価(現地のバイオマスデータ、ライダーデータを用いて当地のバイオマスを推定する) 【第二年次】 第3次研修: JAXA MRVシステムの講習(SAR一般、森林減少、森林分類、ソフトウェアのインストール、Q&A)、評価領域(コロンビアアマゾンの200km四方領域)の第4次評価(森林分類、伐採抽出の時間変化を対象とする) 第4次研修: JAXA MRVシステムの講習(SAR一般、森林減少、森林分類、ソフトウェアのインストール、Q&A)、評価領域(コロンビアアマゾンの200km四方領域)の第3次評価(現地のバイオマスデータ、ライダーデータを用いて当地のバイオマスを推定する)</p>
投入	<p>日本側投入 SAR画像処理専門家1名 SAR画像による森林分類専門家1名 必要に応じて運営指導調査団を派遣する</p> <p>相手国側投入 環境政策とREDDをサポートする森林とカーボンのモニタリングシステム確立プロジェクト担当者を配置 バイオマス測定を担当するリモートセンシング専門家及びチーム 他5名 プロジェクト事務所と執務机、コンピューターの提供</p>
外部条件	<p>基本的にボゴタ市の研究所での活動であるため治安状況については問題ない。地方都市を訪問する現地調査の実施関連では、何らかの治安状況の事前確認を行った上で活動方法等を検討する必要がある。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制 水文気象環境調査研究所(IDEAM)は、環境省と住宅土地開発省に属する公的機関であり、様々な機関やセクターに科学技術的支援を提供するため、環境、天然資源、水文気象に関する観測システム、情報システム、データベース、モデルを含むコロンビア環境情報システム(SIAC)をコーディネートし管理している。 IDEAMの業務と役割は、①水文気象環境データ創出、収集、分析 ②情報構築 ③生物物理的資源の状態、供給、動態に関する知識の提供と情報創出 ④需要と自然の関係に関する情報と知識の創出 ⑤水文気象リスクと脅威、予測と警戒、気候変化と気候変動(脅威と適応)に関する情報創出 ⑥航空気象学 である。 本件案件は、IDEAMのエコシステム・環境情報部担当する。同部署は、エコシステムと森林モニタリング及び環境データを生み出す国内関係機関を包括する環境情報システムの調整に関する責任を担っている。</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動 1)K&C協定の締結によりJAXAとIDEAMの間で情報の相互提供が合意され、コロンビアの森林資源情報が強化されるとともにJAXAの構築しているREDD MRVシステムの精度が向上する</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動 1)UNREDD: 森林炭素パートナーシップ(FCPF)に参加し、WBよりREDDに向けた制度整備の為に支援が行われている 2)ムーア財団:「コロンビアにおける森林減少と森林悪化による排出の削減REDDプロジェクトをサポートするための国家機関の科学技術的な能力強化」 主な成果: 森林減少とカーボンのストック推定の定量化プロトコル策定、全国の10万分の1の縮尺による森林減少に関するデータ作成、ティア2での国内の様々な森林タイプ別のカーボンのストック推定など。</p>



個別案件(第三国研修)

2016年05月20日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和) 第三国研修「都市政策策定及び持続的都市開発プロジェクト管理」 (英) Management of urban policy and sustainable urban project
対象国名	コロンビア
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成
プログラム名	その他
援助重点課題	持続的経済成長
開発課題	国際競争力の向上に向けた基盤整備
プロジェクトサイト	ボゴタ、メデジン
署名日(実施合意)	2013年12月16日
協力期間	2013年12月16日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和) 国家企画庁
相手国機関名	(英) National Planning Department

プロジェクト概要

背景

コロンビアにおいては、都市の急速な膨張のため、適切な都市計画に基づく都市問題の解決が急務な課題と認識されており、90年代後半に都市計画や土地利用の基礎となる土地区画整理事業に精通した人材を育成するための協力を日本国政府に要請した。これを受け、JICA はコロンビアを対象とした国別特設研修「土地区画整理事業」コース(帯広国際センター所管)を、帯広市役所、北海道大学の協力を得て、1998年から2002年まで実施した。

上述の国別特設研修を通じて、コロンビアにおける土地区画整理事業に関する制度整備、各種都市計画の実施が進み、また都市計画分野での人材育成も進んできたことから、続けてJICA は2003年度から2007年度まで他のアンデス4カ国も対象として加えた地域別研修「都市計画・土地区画整理事業」コースを実施した。本地域別研修コースは単に対象国を平面的に拡大しただけでなく、先行していたコロンビア国向けの国別特設研修の成果を活用し、コロンビア国から他の4カ国への南南協力を加味した形態の研修であった。

また、この地域別研修との相乗効果を図る観点で、コロンビア国内における日本渡航前の事前研修などの活動や日本人専門家派遣による帰国研修員活動のフォローを実施し、コロンビア国及び周辺諸国(エクアドル、ペルー、ボリビア、ベネズエラ)での都市問題に対して、適切な政策立案を可能とする人材の育成を図る技術協力プロジェクト「都市計画・土地区画整理事業」が2003年10月から2008年3月にかけて実施されている。こうした一連の支援を通じて、コロンビアは日本の経験と技術を参考にしつつも自国の現実に照らし柔軟に独自の都市計画システムと土地管理ツールを作り上げた。

その後、コロンビアでの経験・知見を周辺国に紹介し、各国の都市計画に携わる行政能力向上を図ることを目的とした第三国研修「都市計画システムと土地管理ツールプロジェクト」が2010年度から2012年度にかけて実施された。同研修の実施を通じて、研修参加国(9か国)には、都市政策の策定や都市開発プロジェクトの管理に対応できる技術・人材が決定的に不足しているという課題が再認識された。コロンビアは、都市政策の策定やプロジェクトの管理において、周辺国に貢献できる技術・人材を擁しており、周辺国における高いニーズが確認されたことから、第三国研修「都市計画システムと土地管理ツールプロジェクト」の第2フェーズとしての位置づけで都市政策策定と都市開発プロジェクトの管理をテーマとする本研修の要請がなされた。

研修参加者が都市政策の策定と都市開発プロジェクト管理ができるようになる。

上位目標

プロジェクト目標 研修参加者の都市政策策定能力と都市開発プロジェクト管理能力が向上する。

成果

1. 研修員がコロンビアの経験と同国の制度理解を通じて、都市政策の策定に関する知識と手法を習得する。
2. 研修員がコロンビアにおける都市計画制度の過去及び現状を理解し、都市開発プロジェクトの統合的な管理に関する知識と手法を習得する。
3. 研修員が自国における都市開発プロジェクトの統合的な管理手法を改良する。
4. 研修員で域内ネットワークを構築する。

活動

- 1.1 研修員が自国における都市政策についてまとめ、発表を行う。
- 1.2 研修員がコロンビアの経験及び制度を理解し都市政策策定手法を学ぶ。
- 2.1 研修員が自国における統合的な都市プロジェクト管理についてまとめ、発表を行う。
- 2.2 研修員がコロンビアの過去及び現在の都市計画制度を理解し、統合的な都市プロジェクトの管理手法を学ぶ。
- 3.1 研修員が自国において都市プロジェクトの統合的な管理手法を改善するためのアクションプランをまとめる。
- 3.2 研修員が上記アクションプランの実施結果をまとめ、発表を行う。
- 4.1 研修員間で各国における都市プロジェクトの統合的な管理にかかる情報を共有する。
- 4.2 研修員間で各国における都市プロジェクトの統合的な管理にかかる成功体験を共有する。

投入

日本側投入

1. 在外研修講師(都市計画1名/年x3年)
2. 研修総費用の70%以下の費用負担
航空賃、地方都市メデジンへの視察旅費(現地航空賃)、日当・宿泊料、保険料、現地交通費、教材費、外部講師謝金、元研修員講師旅費、開閉講式費、事務用品購入費(一部)など

相手国側投入

1. 本研修の実施に要する経費の最低30%以上の費用負担
2. 研修講師、研修実施に必要なスタッフの配置
3. 研修施設、機材の提供

外部条件

4. 研修実施に必要となるデータ(地図、写真等)の提供
コロンビア国内の治安条件が極端に悪化しない。コロンビア国および対象国の政府(中央および地方)の都市計画政策の方向性が極端に変化しない。

実施体制

(1)現地実施体制

国家企画庁(DNP)の都市開発・環境政策局が実施の中心的役割を果たすが、本案件は約70名の帰国研修員がネットワークを駆使して、研修の計画から実施までの全段階を調整・監督する。研修講師は日本人専門家、招待講師(周辺国帰国研修員もその候補となりうる)も考慮するが、大半は帰国研修員がこれを務める。研修場所は、帰国研修員が所属するアウグスティン・コダッチ国土地理院(IGAC)が提供する。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

国別研修「土地区画整理」(1998～2002)
技術協力プロジェクト「都市計画・土地区画整理事業」(2003～2007。アンデス5カ国対象)
課題別研修「都市整備」(2011～2013)
第三国研修「都市計画システムと土地管理ツールプロジェクト」(2010～2012)
技術協力プロジェクト「クリチバ市における土地区画整理事業実施能力強化プロジェクト」(2013～2015)



技術協力プロジェクト

2019年03月02日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)一村一品(OVOP)コロンビア推進プロジェクト (英)OVOP Colombia Project
対象国名	コロンビア
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	地域開発プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	地域のエンパワーメントの促進
プロジェクトサイト	コロンビア全国
署名日(実施合意)	2013年03月27日
協力期間	2014年03月01日 ~ 2020年02月28日
相手国機関名	(和)国家企画庁
相手国機関名	(英)National Planning Department

プロジェクト概要

背景

コロンビア国では、国内紛争が長年にわたり続いてきた。近年、紛争は終結しつつあり、政治・社会が復興・安定に向かって来ている一方で、紛争の結果生じた社会的・経済的問題への対応が課題となっている。国家開発計画(Plan Nacional de Desarrollo 2010-2014)によれば、基本的ニーズが充足されていないことを示す基礎的貧困指数(Necesidades Básicas Insatisfechas: NBI)の分布を見ると、ボゴタ首都圏周辺では30%未満の地域が多いものの、東部、南部のピチャダ県、アマゾナス県等では75%以上の地域が多い。また、同じ県内でも都市・農村格差も大きく、ボヤカ県、サンタンデル県などでは、農村部の基礎的貧困指数は都市部の平均3倍となっている。このような地域の社会経済的発展及び貧富の格差の解消には、地域の多様性を認め地域に焦点を当てた地域開発政策を実施し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展を実現することが必要とされている。

こうした背景の下、同国で策定中の地域開発政策においては、地域の組織を振興すること、地域の住民が自発的にビジネス活動を含む地域振興事業を実施すること、その結果、地域の社会経済の質を向上すること、地域格差・社会格差を是正すること等が重要事項として挙げられている。

日本の大分県で始まった一村一品(One Village One Product:OVOP)運動は、住民の自発的な創意工夫や地域の文化の尊重を重視しており、コロンビアにおける地域開発のニーズに合致した戦略としてコロンビアにおいて注目されている。日本の経験も参考として、同国における一村一品運動(以後OVOP)は、平和構築と地域の復興に向け、住民の関係性の回復と共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指して推進されている。この取り組みは、2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁(以下DNP)のリーダーシップの下、OVOP中央実行委員会が結成され、OVOP運動の推進メカニズムの構築が図られており、コロンビアではOVOP運動が、平和構築と地域の社会経済の復興に向け、住民の関係性の回復と共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指して推進されている。

JICAによる短期専門家2名(一村一品運動推進、地域振興)の派遣と、地域別・国別研修(OVOP運動推進:29名参加済)の実施支援もあり、これまでにOVOP概念の普及や全国32県中29県から213件の応募があった「OVOPイニシアチブ(*以下イニシアチブ)」認証申請に対する評価と選定の実施(12イニシアチブを選定、12県の手工芸、観光、食品加工等)、そしてOVOP全国大会の開催等が、国家企画庁を中心としたOVOP中央実行委員会により実施され

てきた。選ばれた12インシアチブでは、対象地域の経済的自立と住民の協力・信頼関係向上を目的に、地域の特産品の品質向上支援のための研修等が、職業訓練庁、文化庁等により行われているが、中央および地方のOVOP委員会の事業計画・実施能力が弱い、リーダーシップが弱い、組織としての結束が不十分、行政機関その他関連機関の支援スキームを十分に活用できていない等の問題が指摘されている。また、インシアチブを支援する国、県及び市町村レベルの機関・自治体、職業訓練庁(SENA)地域事務所等では、インシアチブのニーズに応じた適切な支援を十分に提供できていないという課題も挙げられている。

上位目標	コロンビアにおいて平和に向けた地域の再生を目指してインシアチブ対象地域のコミュニティの一体性と経済的自立が強化される
プロジェクト目標	コロンビアにおける地域開発政策の戦略として、OVOP運動の原則に基づいた、人々に広く裨益する地域開発モデルが構築される
成果	(1) OVOP運動に参加する関係者の能力がOVOP運動の原則の下に強化される。 (2) 12インシアチブへの支援を通じて、OVOP運動実施のための制度や手法が開発される。 (3) OVOPインシアチブの事業計画(ビジネスプラン)を作成する能力が向上する。 (4) 全国へのOVOPインシアチブ拡大に向けた戦略が策定される。
活動	0 事前評価時点で確定していない数値目標や定性的な指標を、プロジェクト開始後半年程度を目途に設定する。 1.1 OVOPアクションプラン策定のための研修/技術支援の計画を策定する。 1.2 OVOPアクションプラン策定のための国/地域レベルの関係者に対する研修を実施する。 1.3 国家レベルでのOVOPアクションプランを策定する。 1.4 地方レベルでのOVOPアクションプランを策定する。 1.5 1.3で策定した国家レベルのOVOPアクションプランを、関係各国家機関で実施する。 1.6 1.4で策定した地方レベルのOVOPアクションプランを、関係各地方機関で実施する。 1.7 国家レベル、中央レベルのカウンターパート機関が各々のレベルのアクションプランの進捗状況をモニタリングするための手法を確立させる。 1.8 OVOPアクションプランの達成につきフォローアップとモニタリングを行う。 2.1 中央・地方レベルOVOP委員会が正式に設立されるための調整・手続きを行う。 2.2 12インシアチブ強化のための診断を実施する。 2.3 OVOP認証/スタンプの扱いを含むOVOP実施戦略を策定する。 2.4 OVOP実施戦略をCONPES(地域開発経済社会政策審議会)文書に取り入れ、OVOP中央委員会を中心にその進捗について現地モニタリングを実施する。 2.5 OVOP実施戦略をベースにしたインシアチブ向けのOVOP実施ガイドラインをステークホルダーに配布する。 2.6 中央・地方レベルのOVOPステークホルダーのためのマニュアル(OVOP実施戦略を実施するためのサービスガイドライン及び関連のマニュアル/ガイドライン)を開発・配布する。 2.7 各12インシアチブの中におけるパートナーシップとネットワークを促進する。 2.8 OVOPの戦略とマニュアル(サービスガイドライン及び関連のマニュアル/ガイドライン)に基づき、12インシアチブに関わるステークホルダーに支援を提供する。 3.1 12インシアチブの資金管理の現状を分析する。 3.2 資金源と支援サービスに関する情報を収集する。 3.3 資金及び支援サービスへのアクセス方法・手続きを定める。 3.4 事業計画(ビジネスプラン)策定に関する研修を実施する。 3.5 資金源と支援サービスメカニズムに対する申請書類の準備支援を行う。 4.1 12インシアチブにおける成功事例を(成功要因を含め)収集する。 4.2 中央・地方レベルのOVOP運動に参加する関係者間の協議に基づき、OVOP運動の原則を実践するための手法が文書にとりまとめられる。 4.3 OVOP運動原則実践のための手法に関する文書を、OVOP運動に参加する/参加可能性のある関係者に配布する。 4.4 OVOP運動の原則に基づき地域開発を推進するための資料(ガイド、ビデオ・冊子)の開発と各種活動を行う。 4.5 12インシアチブ相互、また他県からの訪問を実施し経験を共有する。 4.6 12インシアチブの経験を他県と共有するための全国セミナーを開催する。 4.7 OVOPウェブサイトの内容を開発・改訂・改善し、地域のメディア等他のプロモーションツールの活用を進める。 4.8 OVOP国際セミナーを主催、または国際セミナーに参加する。
投入	
日本側投入	●長期専門家(チーフアドバイザー/地域開発) ●長期専門家(業務調整/研修プログラム策定) ●短期専門家(コミュニティ開発/社会的包摂) ●短期専門家(中小零細企業支援) ●短期専門家(ビジネスプラン策定支援) ●短期専門家(マーケティング) ●ローカルコンサルタント 2名x12MM x 4年 ●ローカルアシスタント 1名x12MMx4年 【次項目へ続く】
相手国側投入	日本側投入の続き ●本邦国別研修 ●国内研修 ●在外強化費(OVOP全国・ラテンアメリカ地域大会、国内地域セミナー、資料作成費、広報費、データベース作成費、カウンターパート技術交換旅費、資機材経費等) ●機材供与費(車輛、最小インフラ整備、基礎機材、OVOPアンテナショップ整備等)
相手国側投入	

外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンターパート配置(国家企画庁はプロジェクト・ディレクター(長官)、プロジェクト・マネージャー(地域開発局長)のほか、専任2名、他機関はそれぞれ数名程度兼務のOVOP担当者を配置する。) ●執務室の提供 ●プロジェクト活動に必要な資機材 ●研修費用、運営管理費等(カウンターパートが既存の本来業務として実施する部分) ●カウンターパート基金(援助窓口機関であるABCが準備)のカウンターパート機関への配分 <p>社会治安が極端に悪化しない。 同国政府のOVOPに対する戦略の重要度が下がらない。 同国の社会・経済状況が悪化しない。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>長期専門家(チーフアドバイザー/地域開発)及び長期専門家(業務調整/研修プログラム策定)の2名を軸に、短期専門家(コミュニティ開発・社会的包摂、中小零細企業支援、ビジネスプラン策定支援、マーケティング)を随時適切なタイミングで派遣する。なお、併せてローカルコンサルタント2名及びローカルアシスタント1名を備上し活用しつつ、12イニシアチブの進捗状況モニタリング等を実施する。(2013年9月現在で、12件中3件のイニシアチブ実施地域(ナリーニョ県、プトゥマヨ県、カウカ県)に、安全対策上の理由により、邦人関係者は立ち入ることが出来ない。)</p> <p>カウンターパートであるDNPとの調整を中心としつつ、DNPによる調整の下に設置、運営されている、貿易・産業・観光省、農業農村開発省、社会繁栄庁(DPS、元アクション・ソシアル)、国家職業訓練庁から成るOVOP中央実行委員会関係者とも密に連携を図ることとする。</p> <p>なお、同委員会については、プロジェクト実施中に、大統領政令を出すなどして、法的根拠を持たせることが期待されている。また、各地方においては同委員会を設置している県や市もあるため、それら組織ともスムーズな連携を図ることとする。</p> <p>(2)国内支援体制</p> <p>N/A</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の援助活動</p> <p>JICAでは、これまで、短期専門家2名(OVOP運動推進、地域振興)の派遣と、地域別・国別研修(OVOP推進)に合計48名の受入れを行い、コロンビア国におけるOVOPを支援してきた。引続き地域別研修「一村一品推進」を実施予定であることから、本事業との連携を考慮した上で、参加者の選定を行う。</p> <p>(2)他ドナー等の援助活動</p> <p>EU等がADELを支援する地域開発プロジェクトを実施しており、情報共有を行う。</p>



技術協力プロジェクト—科学技術

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 遺伝的改良と先端フィールド管理技術の活用によるラテンアメリカ型省資源稲作の開発と定着プロジェクト (英) Project for Development and Adoption of Latin American Low-input Rice Production System through Genetic Improvement and Advanced Field- Management Technologies
対象国名	コロンビア
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	地域開発プログラム
援助重点課題	均衡のとれた経済成長
開発課題	地域のエンパワーメントの促進
プロジェクトサイト	バジェデルカウカ県、トリマ県、メタ県
署名日(実施合意)	2014年02月11日
協力期間	2014年05月05日 ~ 2019年05月04日
相手国機関名	(和) 農業・農村開発省、国際熱帯農業センター(CIAT)
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Rural Development, International Center for Tropical Agriculture

プロジェクト概要

背景

コロンビアにおいては、コメは全農地面積(340万ha)の13%である約45万haを占めており、コーヒー、トウモロコシに次いで広く栽培されている主要作物である。コロンビアのコメ生産量は254万トン(粳付)(2011年FAO)に上り、ラテンアメリカではブラジル、ペルーに次ぐ主要な生産国の一つとなっている。

コメの栽培においては、全作付面積の約57%にあたる24万haで灌漑が行われている(2011年コロンビア稲生産者連合会)が、かけ流しの田越し灌漑が主流となっており、水の利用効率は低い。また近年は、これまで作付けが行われてこなかった乾季作の要望が高くなってきている一方で、早魃等の影響による生産の減少が問題となっており、限られた水資源を効率的に利用するニーズが高くなっている。

さらに、水稲作の生産コストは近隣諸国に比べて相対的に高く、不適切な水管理、施肥管理技術の不足等が原因となり、米国と比べて約20%、ペルーと比べて約15%高いと推定されている(コロンビア農業・農村開発省)。そのため、今後、米国との間で交わされた自由貿易協定(FTA:2012年5月発効)のスケジュールに従って、安価なコメの輸入量が増加すれば、コロンビアの稲作農家に大きな影響が出るのが予想されている。

こうした状況下で、稲作の競争力を強化するために、水資源・施肥成分の利用効率を高める省資源型稲作技術の開発に資する研究の実施が求められている。同国では、稲作研究は主にコロンビア稲生産者連合会(FEDEARROZ)とコロンビアに拠点を置く国際熱帯農業センター(CIAT)が、研究成果の普及はFEDEARROZとラテンアメリカ水稲基金(FLAR)が担っており、CIATを含めたこれらの機関が本件実施の中心となる。

なお、コロンビアでは、2006年以降、治安の回復により、武装勢力からの国内避難民の農村地域への帰還が行われており、政府はこれら国内避難民を中心とした小規模農家への農業技術支援を行うことを重要政策として進めている。その対象作物の一つとして、主要作物であるコメが想定されており、省資源型稲作技術を開発する本プロジェクトが国内避難民支援に貢献す

ることも期待されている。

上位目標 プロジェクトで開発された省資源稲作技術がコロンビアとラテンアメリカの農家に普及される。

プロジェクト目標 省資源稲作技術及びその実用化に資する技術を開発する。

成果

1. QTL 遺伝子集積により水・養分利用効率の高いイネの新品種に向けた育成系統 が作出される。
2. 効率的な施肥栽培管理のための技術が開発される。
3. 流域スケール で効果のある節水栽培技術が確立される。
4. 精密農業 が試行され、技術の伝達と人材の育成システム が構築される。

活動

- 1-1 根系を中心とした高水・窒素利用効率に関連する遺伝子の検出と育種選抜の為のマーカーを開発する。
- 1-2 マーカー選抜育種法による準同質遺伝子系統およびその集積システムを作成する。
- 1-3 実験圃場において形質評価を行う。
- 1-4 育成システムを大量増殖する。
- 2-1 稲生育モデルを選定する。
- 2-2 湛水状態と畑状態を繰り返す現地の状況に適合するようにモデルのモジュールを改良する。
- 2-3 パイロット圃場においてモデルの適合性試験を行いモデルを改良する。
- 2-4 成果1で開発される新育成システムを用い異なる条件下で適合性試験を行い、水と土壌のパラメーターを修正する。
- 2-5 作物モデルの適合性検定を行い施肥反応試験を実施する。
- 2-6 生育モデルを援用した稲生育栄養診断アルゴリズムを確立する。
- 2-7 生産者向け施肥意思決定支援システムを確立する。
- 3-1 節水栽培適応性遺伝子を導入したイネの、異なる土壌栽培環境での形質発現と遺伝・環境相互作用を評価し、節水効果を向上させる環境条件や栽培方法を明らかにする。
- 3-2 土壌プロファイル別の水分吸収と水利用効率を明らかにする。
- 3-3 水田地帯でのモニタリングにより、水利用効率の低い要因を明らかにする。
- 3-4 新しい節水型稲作の比較試験を行い、圃場レベルでの節水効果を定量する。
- 3-5 プロジェクト対象地における基本情報をGISで統合し、分布型流出モデルを構築する。
- 3-6 圃場レベルでの節水効果を面的に評価する。
- 3-7 構築したモデルを対象地域に適用し、新規イネ育成システムと節水栽培導入の効果を面的に評価する。
- 3-8 GIS技術を用いて、流域スケールにおける利用可能水利資源量、節水効果、新育成システムの栽培適正ポテンシャルをマッピングする。
- 4-1 トラクター搭載型リアルタイム土壌センサーを適用して土壌センシングと検量線作成・更新圃場マップを作成する。
- 4-2 圃場マップに基づき精密農業マネジメントを行う。
- 4-3 精密農業技術のデモンストレーションを行う。
- 4-4 農匠ナビシステムを援用し、新技術を先進農家から新規参入農家に伝達するシステムを構築する。
- 4-5 構築したシステムを用いて土壌マップの作成、作物、土壌、水管理課題などの個別技術を伝達し、必要な改良を加える。
- 4-6 プロジェクトで開発された各種技術を「ラテンアメリカ型省資源稲作技術」として情報発信する。

投入

日本側投入 専門家派遣(遺伝学、リモートセンシング、土壌、肥料、作物モデル、水資源管理、水文学、土壌センサー及び精密農業技術移転、業務調整等)、供与機材(遺伝子型分析機材、表現型分析機、フィールド調査用機材、土壌分析機、水文資源計測器等)、研修員受け入れ、運営管理費等

相手国側投入 カウンターパート(プロジェクトダイレクター(農業・農村開発省)、プロジェクトマネジャー(CIAT)及び研究員(CIAT, FEDEARROZ, FLAR, バジェ大学))の配置、ラボスペース、温室、実験圃場の確保、運営管理費等

外部条件 コロンビア政府のコメ生産に対する方針に大きな変化が生じない。
コロンビア内の稲作振興関連機関の権限と連携体制に大きな変化が生じない。

実施体制

(1)現地実施体制 農業・農村開発省を主管官庁とし、実施機関のCIAT、FEDEARROZ、FLAR、国立バジェ大学の研究者が本プロジェクトに参画する。
プロジェクト成果のコロンビアにおける普及に関しては、FEDEARROZ(対コロンビア国内)及びFLAR(対ラテンアメリカ諸国)が2018年の初めまでに実施体制と予算措置を含む普及計画を策定する。

(2)国内支援体制 東京大学を研究代表機関とし、独立行政法人農業生物資源研究所、東京農工大学、九州大学から研究者が参画する。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 稲作に係る研究協力の実績として、科学技術研究員派遣(2012年)「窒素利用効率の高度化による農業生産由来の温室効果ガスの削減」があげられる。当該案件では、CIATにおいて、窒素利用効率の高い穀物(イネ)の効率的な評価技術及び窒素肥料の

(2)他ドナー等の
援助活動

環境影響評価技術を確立し、窒素利用効率を向上させたイネの選抜により窒素肥料の投入量を削減することを主目的とした共同研究が行われた。
稲作分野に関しては、カカオとイネ等を対象としたアグロフォレストリーに関する協力がEUの支援の下2009年から実施された実績がある。また、GIZの協力により、イネやトウモロコシと熱帯牧草の混作に関する研究がFEDEARROZとCIATにおいて実施されている。いずれの機関においても、水稻の研究開発に焦点をあてた協力は実施されておらず、本プロジェクトとの重複は想定されない。